

監査委員意見書

平成25年12月17日

広島県監査委員

目 次

1	実績確認の厳格化	1
2	ファシリティマネジメントの推進	3
3	株式会社ひろしまイノベーション推進機構の業務実績の評価	6
4	特別会計に係る財務書類の作成・公表	7
5	監査結果に対する措置等の状況	9
	別紙 監査結果に対する措置等の状況	11

1 実績確認の厳格化

業務委託や補助金交付の事務については、実績の確認が不十分なものが見受けられるとして、昨年度の意見書や決算審査意見書などにおいて、その徹底を図るよう意見を述べてきたところである。

今年度の定例監査において、これらの実績確認の状況について重点的に調査し、契約先への関係人調査や補助金交付先への監査を実施したところ、実績報告書に記載された実績額と添付書類に記載された金額が異なるものや対象外の経費を計上しているものなど、依然として実績の確認が不十分なものが見受けられた。

こうした状況は、これまで監査委員として繰り返し求めてきたことへの対応が十分に図られていないことの表れであり、実績確認の重要性について、管理職員が十分な認識を持たず、その結果、マネジメントも不足しているのではないかと懸念される場所である。

このため、公金の適正な支出の確保や事業執行におけるPDCAサイクルの実践には、適切かつ的確な実績確認が必要不可欠なものであることを、再度、認識した上で、成果品の確認や実績報告等の提出書類の内容の精査を確実に行っていただきたい。

また、一方で、限られた人的資源を有効に活用するためには、コストや時間なども考慮に入れた合理的・効率的な実績確認が求められる場所である。

土木工事では、「検査技術基準」において、検査内容や検査密度が定められ、検査の水準が保たれるようになっているが、精算を伴う業務委託や補助金交付における額の確定においては、こうした基準が明確でないため、実績報告書に添付させる支出証拠書類の範囲や確認の方法が部局によって異なっている状況が見受けられた。

補助金については、平成 25 年度の完了検査に活用できるようその特性に応じた審査等マニュアルを作成することとされているところであるが、精算を伴う業務委託を含め実績確認における事務処理の基準を示すなど、組織を挙げて改善に取り組んでいただきたい。

※今年度の定例監査における実績確認に関する主な指摘事項

<業務委託契約関係>

- ・ 県職員の飲食及び宿泊に係る経費について、委託業務の対象経費として支出されていた。(なお、県職員の旅費から宿泊料等は除算されていた。)(総務局)
- ・ 固定費部分と実績額に応じて金額が変動する変動費部分の合計額で委託料を支払う契約において、見積書上、固定費部分に積算されていたものが、実績報告書では変動費部分にも計上されていた。(総務局)
- ・ 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は2分の1以上を遵守することが定められているもので、新規雇用の人件費として対象外となるものが含まれており、結果的に事業費の2分の1を下回っていた。(環境県民局)
- ・ 業務委託の対象としないことが定められた経費が計上されていた。(環境県民局)
- ・ 実績報告書に記載された新規雇用に係る人件費の金額と添付書類に記載された人件費の金額が一致しておらず、結果として過払いになっていた。(農林水産局)

<補助金関係>

- ・ 一部に誤りのある実績報告書に基づいて額の確定をし、交付していた。(教育委員会)

2 ファシリティマネジメントの推進

- (1) 今後も厳しい財政状況が予想される中、県有施設について総合的な観点から費用と便益の最適化を図るためには、「ファシリティマネジメント※¹」を重視した取組が不可欠となっている。

本県においては、未利用財産の売却や県立学校の計画的な耐震化の実施などの取組とともに、県有施設についての管理情報を盛り込んだデータベース※²を構築されたところである。このデータベースを活用した当面の取組として、省エネルギー対策への活用ということが示されているものの、今後、このデータベースをどのようにファシリティマネジメントに活かしていくのか、その道筋は十分に示されていない。

このため、まずは、データベースに登録されている建物の状況や工事履歴などの情報を分析し、中長期的な視点に立ったファシリティマネジメントに関する基本的な方針を早急に定めていただきたい。また、この策定に当たっては、施設担当部門だけでなく、財政担当部門が積極的にかかわって、実効性のあるものにしていただきたい。

※1：ファシリティマネジメント

建物等の不動産を経営的な観点から最適な状況（コスト最小，効果最大）で保有し，運営し，維持するために総合的な管理を行うこと

※2：県有施設データベース

県有施設の建築年度，設備概要や維持管理費等の情報を一元的に管理できるもので，平成23年度に構築。

延床面積1000㎡以上の県有施設667棟について，建築年度，所在地，階数・規模・構造，工事履歴などの施設情報を登録。知事部局の94棟については現地調査を行い，設備機器等の仕様，数量，劣化度などの情報も登録。

(2) 指定管理者により管理されている公の施設については、平成 21 年度に「指定管理者制度による公の施設の管理運営について」をテーマとして監査を実施し、施設の計画的な改修について意見を述べたところである。

指定管理者により管理されている公の施設の修繕については、大規模修繕（改修）は県の負担、それ以外の小規模修繕は指定管理者の負担で行うこととされているが、現下の厳しい財政状況の下で、指定管理者からは、将来の計画的な改修等について不安視する声も上がっている。

県として、公の施設の管理運営を指定管理者に任せ切りにすることなく、指定管理者との緊密な連携のもと、施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及びその優先度を把握し、ファシリティマネジメントの視点に基づき、施設・設備の改修等を計画的に実施していただきたい。

※参考

平成 24 年度テーマ監査「公の施設の指定管理者及び県出資法人における料金徴収業務について」における監査委員意見（抜粋）

・県の機動的な対応と指定管理者との連携の強化について

県は、公の施設の管理運営を指定管理者に任せ切りにすることなく、施設の設置者として、指定管理者の自主的な取組を支えるべく、責任を持ってその条件整備に努めるとともに、指定管理者との緊密な連携のもと、一体となって公の施設の効用拡大や県民サービスの向上を図る必要がある。

(3) 職員公舎については、これまで、決算審査意見書等において、有効活用やあり方の検討など公舎の適正管理について意見を述べてきたところであり、所管替えや独身寮の集約、用途廃止など有効活用に向けた取組が進められているところであるが、入居率の向上までには至っていない。とりわけ、単身者用の公舎（独身寮）については、知事部局において4割程度と低迷している*。

このため、これまでの取組を強化するとともに、職員公舎の効率的な利用という観点から、知事部局と教育委員会事務局がそれぞれ管理する公舎に、相互の入居が円滑にできるような仕組みづくりについて検討していただきたい。

また、地方機関庁舎については、平成23年度の意見書において、その有効活用について検討するよう意見を述べたところであり、これを受けて各庁舎の実態調査が実施されたが、今後、この調査結果を活かして、空きスペースの集約や貸付など、有効活用に向けた検討を進めていただきたい。

※職員公舎の入居率の推移 (各年度4月1日現在)

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	設置戸数	入居率	設置戸数	入居率	設置戸数	入居率	設置戸数	入居率
知事部局	1,507	66.0%	1,456	65.2%	1,457	63.6%	*1,370	63.1%
企業局	35	82.9%	36	86.1%	38	78.9%	36	91.7%
病院事業局	118	66.9%	118	83.9%	118	75.4%	118	81.4%
教育委員会	731	53.6%	708	50.4%	580	63.6%	566	62.2%
県警察	2,584	91.1%	2,600	88.2%	2,592	88.3%	2,577	86.5%
合 計	4,975	77.4%	4,918	75.8%	4,785	77.4%	4,667	76.6%

*このうち、単身者用：設置戸数383、入居率42.6%

3 株式会社ひろしまイノベーション推進機構の業務実績の評価

株式会社ひろしまイノベーション推進機構は、県内企業の新たな成長を支援し、本県経済の発展に貢献することを目的として、県がその資本金を全額出資して設立された法人であり、毎年度、経営状況説明書を作成・公表されているところである。しかしながら、その業務がファンドの運用という機密性の高いものであることから、具体的な経営目標や活動内容について十分な開示が行われていない状況にある。

この会社の設立モデルとされた株式会社産業革新機構については、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき、経済産業大臣が、毎年度、業務の実績について評価し、これを公表することとされている。また、国において、平成25年9月27日に決定された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」では、「官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことが必要である」とされたところである。

県は、ファンド自体に対しても多額の出資をしており、その運用についての県民の関心は極めて高い。

このため、県としても、ガイドラインなどを参考に、毎年度、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の業務の実績を評価し、公表するなど県民への説明責任を果たしていただきたい。

4 特別会計に係る財務書類の作成・公表

- (1) 港湾特別整備事業費特別会計及び流域下水道事業費特別会計については、地方財政法に規定する公営企業に係る特別会計として、造成地の売却や施設の使用などの事業収入をもって、施設の整備や維持管理・運営などの事業経費に充てることとされており、企業経営という観点から、損益の状況や資産・負債の把握等が必要不可欠である。

このため、決算審査意見書において、これら両会計について、発生主義、複式記帳による財務書類を作成・公表するよう意見を述べたところである。

このうち、港湾特別整備事業費特別会計では、臨海土地造成事業の部分について、地方公営企業会計制度の見直しによる新たな会計基準を当てはめて試算を行い、その結果を公表されたところである。

今後、この試算による結果を分析の上、事業方針や計画の策定に活用するとともに、港湾機能施設整備事業を含めた事業全体についての財務書類も作成・公表していただきたい。また、流域下水道事業費特別会計についても、財務書類を作成・公表し、県民への説明責任を果たすとともに、経営分析に基づく事業方針や計画の策定などに活用していただきたい。

- (2) これまで一般財団法人広島県農林振興センターで進められてきた分収造林事業が県に移管され、県営林事業費特別会計において処理されることとなっている。これまでは、同センターで公益法人会計基準により処理され、財務諸表等が作成されていたが、県の特別会計で処理されることで、損益や資産・負債の状況などが財務書類として示されないこととなる。

県営林の管理経営に係る施策の推進に当たっては、県営林長期管理経営方針を定め、この方針に即して中期管理経営計画や年度実施計画を定めるとともに、施策の実施状況を毎年度公表することとしているが、同センターの債務処理に当たり、県は多額の債権放棄や損失補償を行うこととなることから、移管される分収造林事業について、企業会計並みの財務書類を作成・公表するなど、県営林の管理経営に係る情報公開に積極的に取り組み、県民への説明責任を果たしていただきたい。

5 監査結果に対する措置等の状況

平成 24 年度定例監査・テーマ監査の指摘事項等並びに平成 23 年度及び平成 22 年度定例監査・テーマ監査の未改善事項の計 397 件に対する執行機関の措置等の状況を確認したところ、「改善済み・改善見込み」が 301 件 (75.8%)、「改善に着手」が 85 件 (21.4%) となっている。(別紙「監査結果に対する措置等の状況」参照)

「改善済み・改善見込み」及び「改善に着手」を合わせると 386 件 (97.2%) に達しており、執行機関においては改善に向けて真摯に取り組まれている。

「改善済み・改善見込み」の主なものとしては、公の施設の指定管理者における料金徴収業務及び実績報告に対する県の実地検査体制の強化等などが挙げられる。

1 から 4 までに述べた項目のほか、課題として残っている主な事項は次のとおりである。

- ① 収入未済額の縮減
- ② 不法占用の解消及び未然防止
- ③ 公の施設の利用料金の規定方法・基本協定書のあり方等の見直し

これらの事項については、改善に向けた一層の取組及び指導の徹底を図っていただきたい。